

2020年9月17日
(2021年6月17日更新)

課外活動団体・サークル所属学生 各位

奈良女子大学 理事（教育・学生担当）

課外活動の段階的再開について

2020年10月1日より、以下の①、②、③を全て満たす活動内容に限って許可申請を受け付け、その内容を審査し、結果を連絡してきました。

- ① 1日 2時間以内で少人数（目安6名）での屋外での活動
- ② 顧問が指導・助言できる日程のみの活動
- ③ 学内者のみの活動とし、学外者との活動は禁止

また、すでに公的な対外試合・発表会等の実施日程が公開されている競技等への参加を希望する場合や、団体・サークルの存続を維持するためにどうしても必要な活動に限り、顧問が安全性を確認の上、責任をもって感染拡大防止措置を講じることを前提に、顧問の判断で、その制限を上記①、②、③より緩和した活動内容について、許可申請を認めてきました。

4月からの感染拡大に対し、4月26日より課外活動を全面禁止としてきましたが、6月21日よりこれを解除します。上記①、②、③より緩和した活動内容の許可を申請する場合は、これまでと同様に、事前に顧問から学生生活課へ緩和理由及び内容等についてメールで申請してください。(seikatsukakari@jimu.nara-wu.ac.jp) なお、従前の緩和申請で現時点までの許可を得ている場合は、改めての申請不要ですが、学外指導者の入構はご遠慮ください。

ただし、許可を認める期間は、許可された時点から2022年3月31日までとします。その期間を過ぎての許可の延長を申請する場合は、再度顧問から学生生活課へ緩和理由及び内容等についてメールで申請してください。理事（教育・学生担当）がその都度、内容を審査し、結果を連絡します。

活動が認められた場合でも、大学基準を超える活動は大学として推奨しないので、対外試合・発表会等参加に係る交通費補助の対象外とします。

【注1】 遵守事項を守っていないと判断された団体には活動停止を命じることがあります。

【注2】 学生の皆さんから感染者やクラスターが発生した場合、すべての課外活動が一定期間停止することもありますので、感染を拡大させないよう自覚をもって行動してください。

【注3】 活動への参加は強制するものではなく、個人や保護者の意思を尊重してください。

【注4】 屋内で実施の場合は、換気と音漏れに十分注意してください。

情勢は常に変化していますので、本学 HP の新着情報「新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について」を確認するなど、最新情報に注意を払うようにしてください。

本件問い合わせ先：学生生活課学生生活係（TEL:0742-20-3244）